

核持ち込みの事前協議をめぐる日米交渉

信 夫 隆 司

一・問題の所在

3. 安保条約改訂交渉、特に事前協議条項に関する交渉を通じ、我方は総ての「持込み」(INTRODUCTION)は事前協議の対象であるとの立場をとり、艦船航空機の「一時的立寄り」について特に議論した記録も記憶もない。この点はジョンソン大使による米側の記録と一致する。一月二六日の同大使の説明によれば、米側の前記2(i)の解釈の根拠は、事前協議に関し、「事前協議は米軍及びその装備の日本国内への配備、並びに艦船航空機が日本の領海及び港へ入る場合の現行の手續を変更するものではない」と云う了解事項にあり。米側交渉当事者は、具体的に言及しなくともこれが「一時立寄り」に関するものであると云うことは日本側にとつても自明であると考えていたと云うことである。然るに日本側交渉当事者は本了解は事前協議条項と地位協定第五条との関係に関するものと解し、「一時的立寄り」に関するものとは思つ

核持ち込みの事前協議をめぐる日米交渉 (信夫)

ていなかったのが実情である。⁽¹⁾

右に引用したのは、一九六八年当時、東郷文彦外務省アメリカ局長が作成した「装備の重要な変更に関する事前協議の件」（六八年一月二七日）と題する極秘文書の一部である。同文書は、二〇一〇年三月の密約に関する文書の中で、核持ち込み密約報告対象文書として公開されたものだ。

公開当時、おそらくもつとも注目を集めた文書のひとつではなかったかと思われる。なぜなら、文書の欄外に、六八年一月三〇日の三木武夫外務大臣を皮切りに、多くの首相・外相が閲覧、あるいは、この文書をもとに説明を受けたことが手書きで記されていたからだ。同時に、この文書には事前協議に関する交換公文の解釈を示すための文書である Record of Discussion（「討議の記録」として引用する）も添付されていた。この文書の作成者である東郷は、後に、外務次官・駐米大使を務め、戦後を代表する大物外務官僚のひとりである。

ただ、この文書を一読して、違和感を持ったのは筆者だけではないと思う。それはおおきくふたつにわけられる。ひとつは、核持ち込みに関し、その意味をつめることなく、「議論した記録も記憶もない」と記している点だ。日米安保条約ならびに行政協定の改定では、それこそ一言一句、言葉の使い方が吟味された。日本側でこれらの問題に関与したのは外務大臣以下数名の外務官僚に過ぎない。ほぼすべての重要会議に参加し、議事録を作成し、数多くの文書を起案したのが、当時の外務省安全保障課長であった東郷である。核持ち込みといったもつとも重要な文書の意味について、米側と議論をしなかったというのは、にわかには信じがたい。

もうひとつは、日本側交渉当事者が、右に引用した了解（米側の核持ち込みの考え、つまり、核搭載艦船の一時寄港は事

前協議の対象ではない）を、地位協定第五条（公の船舶・航空機の出入国、施設・区域への出入権）との関係に関するものと理解したという点だ。安保条約改定交渉の根幹をなす交換公文および「討議の記録」を、地位協定に基づく米公用船舶の出入りの問題と理解したという説明には耳を疑うものがある。さらに言えば、右の引用文書では、一見、第三者風に描かれているが、ここに登場する「日本側交渉当事者」には、東郷その人も含まれるというか、中心人物だ。その東郷が、核の持ち込みと米公用船舶の出入りとを同一レベルで考えるなど、ほとんど有り得ないと思われる。

最初に確認をしておきたい。核の持ち込み、および、在日米軍基地の日本防衛以外の作戦使用に関しては、安保改定まで、米側にはなんらの法的制約もなかった。それが、安保改定によって、事前協議事項となった。安保改定のまさに目玉である。その形式は、安保条約本文に入れるのではなく、付属文書で取り扱われることとなった。これが協議に関するフォーミュラといわれるものである。

フォーミュラは、最終的に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の実施に関する交換公文」となる。フォーミュラとは「形式」の意味だ。ただ、この形式をどのようにするか（日本側は議定書を主張、米側は交換公文を主張）と、その形式の中身（了解事項）とが絡み合って、交渉が続けられる。

この交換公文は、日米双方が書簡を確認する形式がとられている。日本側書簡には岸信介首相が署名し、米側書簡には、クリスチャン・A・ハーター国務長官が署名、公表された。そのため、岸・ハーター交換公文とも呼ばれる。その核心部分の英文はつぎのようになっている。

Major changes in the deployment into Japan of United States armed forces, major changes in their

equipment, and the use of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to be undertaken from Japan other than those conducted under Article V of the said Treaty, shall be the subjects of prior consultation with the Government of Japan.⁽²⁾

なお、この交換公文の日本語文もあるが、つぎに紹介する「討議の記録」が英文での記録しか残されていないため、それとの接合性を考え、英文で記した。この文書は抽象的で、たとえば、*“Major changes in the deployment into Japan of United States armed forces”*と*“major changes in their equipment”*とは何を意味するのか、一読して理解できるものではない。そのため、交換公文の意味を理解するための解釈文書として、「討議の記録」という不公表文書が策定されたとされる。この「討議の記録」の核心部分は以下だ。

- a. *“Major changes in their equipment”* is understood to mean the introduction into Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons, and will not, for example, mean the introduction of non-nuclear weapons including short-range missiles without nuclear components.
- b. *“Military combat operations”* is understood to mean military combat operations that may be initiated from Japan against areas outside Japan.
- c. *“Prior consultation”* will not be interpreted as affecting present procedures regarding the deployment of

United States armed forces and their equipment into Japan and those for the entry of United States military aircraft and the entry into Japanese waters and ports by United States naval vessels, except in the case of major changes in the deployment into Japan of United States armed forces.

d. Nothing in the Exchange of Notes will be construed as requiring “prior consultation” on the transfer of units of United States armed forces and their equipment from Japan.^(c)

これが核持ち込みに関する密約文書ではないかとされてきた。米側文書にも記載され⁽⁴⁾、日本側でも報告対象文書として公開され⁽⁵⁾た。

核持ち込み密約に関しては、すでにいくつかの重要な研究成果が発表されている。まず、有識者委員会の報告書には、核持ち込みの謎に鋭くせまろうとする歴史ミステリーを思わせる筆致がみなぎっている（核持ち込み密約に関する第二章の筆者は坂元一哉⁽⁶⁾）。同委員会の副座長を務めた波多野澄雄は『歴史としての日米安保条約』を二〇一〇年一月に著し、公開された密約文書を駆使して、「密約」の虚実を明らかにしようと試みた⁽⁷⁾。さらに、共同通信編集委員であると同時に、核問題（この場合には、核兵器と核の平和利用の双方を含めて）のエキスパートである太田昌克は、二〇一一年一月、『日米「核密約」の全貌』というエキサイティングな書を世に送り出した⁽⁸⁾。

したがって、この問題を研究する余地はもはやないのではないかと思われるかもしれない。ただ、筆者なりに、この問題を考察してみたいと思う。「討議の記録」が密約文書なのか否か、あるいは、「討議の記録」の文言の解釈といった問題は、当然、重要である。それと同時に、本稿では、「討議の記録」が策定される交渉過程に注目したい。

ただ、そこにはおおきな制約が待ち受けている。日米それぞれの公文書は、理由は異なるものの、すべてが公開されているわけではない。日本側文書の場合には、不自然な文書の欠落が見られ、文書の破棄や隠蔽を疑わせる。⁹ 米側文書の場合には、国家安全保障上の理由等により機密指定が解除されていない文書がある。核心部分に近づけば近づくほど、そのケースが増える。いずれにせよ参照できる文書は不完全であり、限られる。

外務省は、密約問題の調査に当たって、外務省調査チームを立ち上げ、「いわゆる「密約」問題に関する調査報告書」を公開した。¹⁰ この調査チームの作業は、密約対象文書の存否を明らかにすることであった。しかし、この方法では、密約がもし文書として残らない口頭の約束であれば、いくら文書を探したところで、何の意味もないのではないかと疑問が生まれる。

そこで、本稿は、文書の存否ではなく、これまで公開された日米の公文書をもとに、核持ち込みの事前協議に係る交渉過程を明らかにし、日米の交渉当事者が核の持ち込みに関し何を約束したのかを浮き彫りにしようと思う。こうした方法を用いる理由は、密約を示す文書が残らないよう、巧妙に仕組まれた可能性もあるからだ。

対象とする期間は、フォーミュラや「討議の記録」に関する交渉が行われた一九五八年一〇月から一九五九年六月までの九ヶ月ほどである。この期間に絞り、交渉当事者が文書に含まれる字句をどのような意味ととらえたのか、交渉過程全体の把握から理解しようと思う。より具体的に言えば、核持ち込みをめぐる事前協議制度、とりわけ、第六条の実施に関する交換公文と、その解釈を記した「討議の記録」が、どのように交渉されたのかを解明することである。それにより、先に引用した東郷の言を検証したい。

本稿はつぎのように構成される。第二節では、安保改定交渉が開始された五八年一〇月を起点とし、同年末までの

交渉過程を明らかにする。一〇月四日付米案および十一月二六日付日本案をめぐる交渉過程がメインとなる。第三節では、交渉が佳境をむかえる六〇年三月から五月を中心に、フォーミュラ案と「討議の記録」をめぐる交渉過程が扱われる。第四節は、交渉過程を通じ、「討議の記録」についての日米の合意の有無、「討議の記録」の意味、地位協定との関係、密約とは何だったのかを考察する。

二・フォーミュラをめぐる交渉過程

一〇月四日付米案

五八年一〇月四日、日米安保条約改定交渉の幕が切つて落とされた。この日、岸信介首相、藤山愛一郎外務大臣、ダグラス・マッカーサー二世駐日大使の三者が会合した。この席で、正式な提案というわけではなかったが、マッカーサーは実質的な米案を提示した。⁽¹⁾この中にフォーミュラ案も用意されていた。つぎのようになっている。

Under arrangements made for the common defense, the United States has the use of certain bases in Japan. The Deployment of United States forces and their equipment into bases in Japan and the operational use of these bases in an emergency would be a matter for joint consultation by the Japanese Government and the United States Government in the light of circumstances prevailing at the time.⁽²⁾

マッカーサーは、核兵器に関し、つぎのように説明する。

核持ち込みの事前協議をめぐる日米交渉（信夫）

第一クローズ「実質的な第一クローズの意味で、右の引用文では第二文」は核兵器に関するものである。米国では通常兵器と核兵器を並列していったいを成すものであるので核兵器のみを抽出して取扱ふことは出来ないので核兵器という字は使っていない。尚之は核兵器のみに関する了解であって、核兵器以外に関する了解は従来通りとする了解で本案は出来ている。⁽¹³⁾

この文書には東郷の印が押され、かならずしも詳細を記したものではない。もう少し詳しい内容は、マッカーサーから国務省に発せられたこの会談の報告電報によって明らかになる。つぎのように報告した。

I met this morning for two hours with Kishi and Fujiyama. At meeting I gave them text of draft treaty as authorized in Deptel 474 and carefully explained its provisions. I also gave them text of formula and explained our understanding of its provisions, particularly with respect to limitations on consultation as set forth Deptel, para 3.⁽¹⁴⁾

前述のフォーミュラのテキストと、それを米側がどのように理解しているかを説明したとされる。ここに出てくる Deptel 474は、九月二九日の国務省発マッカーサー宛訓電である。この訓電の核心部分は以下だ。

During course negotiations seek confirmation our understanding following points: (A) That “deployment of

US forces and their equipment into Japan” refers only to nuclear weapons and (B) question of entry into Japanese waters and ports of US warships carrying nuclear weapons shall continue as in past and not fall ⁽¹⁷⁾ within consultation formula.

核兵器を搭載した米軍艦が日本領海へ入ること、および、寄港は、これまで通り継続され、協議フォーミュラの範疇外であることの確認を日本側に求めなければならないとされている。ちなみに、この部分は、米國務省編纂の *FRUS (Foreign Relations of the United States)* でも not declassified (機密指定非解除) とされており、RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1956-1958, Box 45にある文書から明らかになっている。

フォーミュラの説明に戻るが、Deptel, para3にある。ちょうどここが核の持ち込みに関する説明だ。フォーミュラについては、さらに詳細に報告されている。まず、*FRUS*に掲載されている電報から見ていく。

I explained that first operative clause in formula on “deployment of US forces and equipment into bases in Japan” referred specifically to introduction of nuclears [2 lines of source text not declassified]. ⁽¹⁶⁾

このイタリックのところが核心部分であり、前述のRG84でも、“And that in other respects present procedures, including these for entry into Japanese waters and ports of U. S. warships, would continue to be followed.” となっている。⁽¹⁷⁾

Deptel 474はご明確ではないように見えるが、マッカーサーは、米軍艦の日本領海へ入ること、および、寄港に関する現行の手続きは、これまで通りつづけられると説明している。軍艦 (warships) と明記されている点は、地位協定第五条との関連からも重要と思われる。地位協定第五条の公の船舶等の出入国はかならずしも米軍艦である必要はない。民間の船舶であつても米国のために運航されるのであれば適用対象になるからだ。

さらに、マッカーサーが Deptel 474をそのまま説明したことを裏付ける電報がある。一〇月二二日付米国大使館 (東京) 発フィリピン米大使館宛の電報だ。それによれば、フォーミユラの解釈について、国務・国防両省交渉訓令にしたがったものであることが明記されている。このフォーミユラの解釈文書は、条約案・フォーミユラ案と共に、岸・藤山に手交されていた。再度、その重要部分のみを引用すれば、“question of entry into Japanese waters and ports of US warships carrying nuclear weapons shall continue as in past and not fall within consultation formula.”⁽¹⁸⁾ である。

マッカーサーは、訓令にしたがい、間違いなく、フォーミユラの解釈を岸・藤山に伝えていたことになる。ちなみに、この電報は在フィリピン米大使館宛であるが、同時に、国務省にも情報として送付された。なぜ在フィリピン米大使館宛なのかといえば、米国はフィリピンと一九四七年に米比軍事基地協定を締結し、この時期、フィリピン側の要求で、米比間で同協定の改定交渉が行なわれていたからだ。日米安保条約と米比軍事基地協定の改定交渉は、パラレルな関係にあった。

一〇月四日の米案提示を受け、日本側も詳細に内容を検討したことだろう。ある程度の検討を終えた一〇月九日、霞友会館において、藤山大臣、山田久就次官、森治樹アメリカ局長、高橋通敏条約局長、田中弘人アメリカ局次長、

藤崎万里条約局次長、東郷安全保障課長の七名で、「日米安全保障に関する新条約についての基本的考へ方」についての検討会が行われた。その際の資料では、核持ち込みに関し、「五、米軍が日本地域以外の戦闘行為の⁽¹⁹⁾ため日本基地を作戦的にしようする場合及び核兵器持込に関し、日本政府と事前に協議するものとする。」となっている。米側が提案した共同協議に対し、日本側は事前協議で臨むとの方針が明らかにされた。

一〇月一三日、東京の米大使館より国務省に宛て、事務レベルで行われたフォーミュラに関する協議の様子が報告されている。日本側が非公式に確認を求めた点として以下がみてとれる。

4. They referred to proposed agreed understanding on limitation of first operative clause to nuclear weapons, and pointed out that this would have effect of very substantially narrowing consultation commitment in Kishi-Eisenhower communique and in agreed terms of reference of Security Committee. (Comment: We⁽²⁰⁾
replied we felt quite certain there was no repeat no intent to narrow existing practices or commitments.)

日本側は、実質的な第一クローズ、つまり、核兵器に限定するとの了解案に言及したとされる。その上で、岸・アイゼンハワー共同コミュニケ（五七年六月）、それに、安全保障委員会への委任事項にある協議するとの約束を、実質的に非常に狭めてしまうという影響がある、と指摘したという。

この共同コミュニケには、「日米両国間の安全保障に関する現行の諸取極について討議が行われた。合衆国によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能なときはいつでも協議することを含めて、安全保障条約に関

して生ずる問題を検討するために政府間の委員会を設置することに意見が一致した」とある。⁽²¹⁾ 米軍の日本における配備について、いつでも協議できるし、また、安全保障委員会で協議が可能なものとなっていた。日本側は、この協議を行う場合を制約してしまう、つまり、核兵器のイントロダクションだけが協議事項となることを危惧していた。右引用文の括弧内に米側のコメントがあり、米側は、既存の慣行あるいはコミットメントを狭める意図はまったくないと受け取っていると答えたという。

十一月二十六日付日本案

米案が提示された四日後の一〇月八日、警察官職務執行法（警職法）改正法案が国会に提出された。岸は安保改定を見越し、大衆運動取締りのため、警察官の権限を大幅に強化することを目論んだのである。ただ、国会内外の警職法改正に対する抵抗ははげしく、安保改定交渉は一時的に中断を余儀なくされた。当初、岸は新条約を五八年末からの通常国会に提出することを目指していたが、交渉はかなりスローダウンする。⁽²²⁾ その間、日本側では、対案の提示に向け、事務レベルでの協議が続けられた。

十一月二十六日、警職法問題で国会紛糾後、初めての藤山・マッカーサー会談が開かれた。この会談で、藤山は、私案としてではあるが、つぎのような日本側フォーミュラ案をマッカーサーに提示した。

Major changes in the disposition of the United States forces (including their equipment) maintained in Japan and the use of facilities and areas within Japan as the bases of military operations for purposes other than

the defense of Japan shall be effected upon prior consultation with the Government of Japan.⁽²³⁾

この文書の欄外には、手書きで、「十一月二十一日午後三時―六時大臣公邸に於て日本の国内的には最も都合のいい案或は日本として最も強い案と云うことで本案を検討せり（大臣、次官、両局長、両次長、両課長出席）」とある。東郷は、改定安保条約が批准された一九六〇年六月、同条約の交渉過程を綴った「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」と題する調書を作成している（以下、東郷調書として引用する）。それによれば、「六、十月四日の米側フォーミュラ案に関しては、「協議」を「事前協議」に改めると共に「その時の状況に照らし」を削除せる他若干の修文を行い、これを議定書の形に整へた案を作成した。」とある。⁽²⁴⁾

フォーミュラ案について、藤山はマッカーサーにつきのような趣旨を説明した。

貴方案フォーミュラは、これを議定書の形とした。実質は貴方案と同一であるが、前段の表現は、基地使用に関する第三条の表現と関連し、米軍の平時駐留の意味を含めんとしたものである。又事前協議としたのは条約本文の協議より重要性を持たしめたる為別の表現としたものである。⁽²⁵⁾

これに対し、マッカーサーはつぎのように述べた。

フォーミュラに就ては、議定書等の形式は自分は形式としては結構であると思ふが、議定書であれば米議会の批准を求め

る必要を生ずる。然し其の内容は批准を求める性質のことではないので、米政府としては批准を要しない形とし度い。本件文書は条約の関係文書として議会には送るが批准の対象とはしない。尚表現もよい様に思ふが、ただ「日本防衛以外の目的」と書くより「第何条の目的以外」としてはどうかと思ふ。⁽²⁶⁾

マッカーサーはフォーミュラの中身についてはほとんど触れていない。逆に、表現もよいように思うと述べるなど、肯定的である。

会談の様子を国務省に報告したマッカーサーの電報（Tokyo 1115）では、フォーミュラに関し、きわめて樂觀的であった。岸と藤山は、新条約に相互性という要素をもたらすため、日本が行いうるもつとも重要な貢献が、在日米軍基地の使用であるという基本的な原則を十分に受け入れることを明確にしたという。そして、米側の観点から見て、何らおきな問題はないとマッカーサーは報告した。⁽²⁷⁾

FRUS では、この電報の一部である 1 paragraph (10-1/2 lines) が not declassified となっている。RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1956-1958, Box 45 によれば、その部分とは以下だ。

Actually by using phrase “major changes in disposition, etc.” Japanese formula above (which in some respects seems better than our formula from our viewpoint) takes into account strong pitch we made that formula should not rpt not be interpreted as affecting present procedures, including those for entry into Japan waters and ports by US warships and that we would expect to be able to use our bases and facilities in Japan for

logistical support of our forces. If Washington agrees I would like actively to encourage Japanese to propose
above formula they showed us but can only do so if I know in advance it will be generally acceptable to us. ⁽²⁸⁾

日本側のフォーミュラ案は正式に提示されたものではないが、米側にとってかなり満足すべきものであったことがうかがわれる。というのも、日本案では、米側の意図を察してだと思われるが、事前協議が行なわれる場合を「重要な変更」(Major changes)に限定しているからである。日本側の記録にこの修正の理由を明らかにしたものは見当たらないが、おそらくここに「討議の記録」へとつながる重要なヒントが隠されていると思われる。この点については、最後の節で考察することとしたい。

もともと、米側は核兵器と通常兵器を区別しないで運用していることから考えると(マッカーサーも一〇月四日の米案提示の際、このように説明していた)、米軍艦が日本の領海に入る場合、あるいは、寄港する場合には、当然のことながら、核搭載艦船も含まれることを前提としていた。

この会談を受け、米側でも日本案の検討が行われたと思われる。それを受け、発せられたのが一二月六日のつぎの訓電である。*FRUS*では、核持ち込みに関する部分はつぎのようになっている。

3. As you have previously pointed out to Japanese, confirmed understanding on consultation formula should assure (a) formula will not be interpreted as affecting present procedures with respect to deployment of US forces and equipment in Japan, [1-1/2 lines of source text not declassified] (b) consultation on QTE major

changes in disposition UNQTE will be confined to the introduction of nuclears into Japan.⁽²⁹⁾

この not declassified の部分で、 RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1956-1958, Box 45によれば、 “including those for entry into Japanese waters and ports by US warships carrying nuclears” となっている。つまり、 国務省は、 再度、核搭載艦船の一時寄港はフォーミュラの対象ではないことを、日本側に確認するように求めているのである。問題は、日本側がこれを受諾したのかだ。

三. 「討議の記録」をめぐる交渉過程

三月二〇日付日本案

一月二六日付日本案が提示されて以降、政権与党である自民党内の派閥間の意見対立もあり、米側としては、日本政府がイニシアチブをとらないかぎり、交渉を再開しない考えであった。⁽³⁰⁾ 党内の混乱もようやく収束し、五九年三月二〇日に開かれた藤山・マッカーサー会談で、あらためて、日本案が提示された。⁽³¹⁾

日本側フォーミュラ案(議定書案)の核心部分は以下の通りである。

Major changes in the disposition of United States forces (including those in their equipment) in Japan and the use of facilities and areas as the bases of military operations other than those conducted under Article V of the Treaty shall be effected upon prior consultation with the Government of Japan.⁽³²⁾

マッカーサーの修文提案（第何条の目的以外）を取り入れ、内容は一月二六日案と大差ない。この会談では、フォーミュラの中身についての議論は行われなかったようである。マッカーサーは、日本案の形式が議定書となっていることを疑問視する。このままでは米議会にはからなければならないというのだ。内容が行政府の専管事項なので、議会にかける訳にはいかないとし、マッカーサーは議定書に代わる交換公文等の方法を研究しよう求めた。⁽³³⁾ちなみに、この件については、四月一三日の藤山・マッカーサー会談で、藤山は交換公文の形式を受け入れる。⁽³⁴⁾

この時点で、日本側は、新条約・新協定の署名を六月下旬に完了することを目標に交渉に臨んでいた。六月二日に参議院選挙が予定されていたので、できるだけ早く新条約の要綱を発表し、選挙戦を有利に戦いたいと政府は考えていた。また、七月上旬には、岸の中南米欧州訪問旅行が組み込まれていた⁽³⁵⁾ので、その前に目途をつけたかった。

三月二八日、藤山・マッカーサー会談が開かれたが、会談録では行政協定と条約に関する議論だけが扱われ、フォーミュラに関する記述は見当たらない。⁽³⁶⁾ただ、東郷調書には、この会談で、「(1)米軍の日本出入に関する現行手続に変更なきこと、(2)装備は核兵器のみを指すこと、(3)撤退は事前協議の対象とならないこと、(4)基地使用の事前協議は日本の基地から行われる日本外のコンバット・オペレーションに限ること、の四点」について、米側が確認を求めてきたと記されている。⁽³⁷⁾

四月八日夜の藤山・マッカーサー会談で、懸案であったフォーミュラについて突っ込んだ議論が行われた。⁽³⁸⁾まず、藤山は、三月二〇日のフォーミュラ案を、あらためて、マッカーサーに提示した。マッカーサーは藤山に、フォーミュラの意味について誤解がないようにということで、トーキング・ペーパーを読み上げた。三月二八日、マッカーサーが藤山に話した内容をトーキング・ペーパーとしてまとめたものである。「討議の記録」との関係から、全四項

目すべてを以下に挙げておく。

1. Formula will not rpt not be interpreted as affecting present procedures, which are working quite satisfactorily, re deployment of US forces and their equipment into Japan, including those for entry of US military aircraft and entry into Japanese waters and ports by US naval vessels.
2. Consultation on “major changes in disposition” will be confined to introduction of nuclear weapons into Japan. As I pointed out on Oct 4 (Embtel 743, Oct. 5, 1958), we understand that formula would not rpt not, for example, have to apply to introduction of conventional weapons, such as missiles without nuclear warheads.
3. Consultation will not rpt not be necessary for withdrawal of US forces from Japan, but we would expect to follow present procedures notifying Japanese authorities in advance of such withdrawals.
4. Consultation on military operations other than those undertaken under provisions of Article V will cover only military combat operations in areas outside Japan undertaken from bases in Japan.⁽³⁶⁾
Fujiyama said he accepted our understanding and perceived no difficulty.

内容的には、五八年一〇月四日付フォーミュラ案の了解とほぼ同じである。ただ、マッカーサーは、海軍艦船のエントリーだけではなく、米軍航空機のエントリーも付け加えた。これは、SAC flightsを考慮したためである。SACとは戦略航空軍団 (Strategic Air Command) のことで、時折、日本上空を通過していた戦略航空軍団の戦略爆撃機(核

搭載可能)を念頭に、日本領空に入り、立ち寄ることも事前協議の対象ではないと説明したのだ。⁽⁴⁰⁾

このトーキング・ペーパーが、「討議の記録」の原型である。右のように四項目あるが、藤山は米側の了解を受け入れ、なんら困難はないと思う、と述べた。

米軍の日本の領海への進入あるいは寄港は、米軍艦に関しては、核兵器も通常兵器もまったく区別していない。このことはすでに藤山にも詳細に説明されていた。「核兵器を搭載した艦船」と明示されていなくても、核搭載艦船の寄港は協議の対象外であることが前提となっている。

「討議の記録」c項は、この第一項を受けて策定されたことは間違いない。ただ、順番が変更されたこともあり、また、「討議の記録」を読んだだけでは意味不明なところもある。この点は、次節で検討する。

四月二八日午後、マッカーサーは藤山・山田と長時間にわたり会談した。⁽⁴¹⁾日本側は、安保条約と行政協定の改定に関する文書をすべてマッカーサーに手交した。フォーミュラについての会談の様子を、マッカーサーはつぎのように国務省に報告している。

Japanese have also proposed formula for consultation virtually same as in Embtel 1115, Nov 28, and have accepted in toto (as indicated in Embtel 2076 and subsequently confirm to me again) four points in US position set forth in Deptel 824, Dec 7. Japanese formula, together with their acceptance of our four-point understanding, would seem to give us everything we insisted on with respect to this matter. Furthermore, they have dropped insistence that formula be Protocol to Treaty and have agreed to our position that it be contained in

exchange of Notes which they will present to Diet.⁽⁴²⁾

注目すべきは、Deptel 824, Dec 7に米側の立場が示されているが、その全四項目を日本側がそっくり受け入れた、と指摘している点だ。この Deptel 824については、第二節で紹介した。また、Embtel 2076は、この節で取り上げた。この四項目の米側了解が、「討議の記録」となっていく。また、フォーミュラに関し、マッカーサーは、“they [Kishi and Fujiyama] have bought basic substance of our proposal for consultation formula”とコメントしている。米側フォーミュラ案の基本的な中身、つまり、全四項目の了解事項を含め、受け入れたとの認識であった。⁽⁴³⁾

四月二八日の藤山・山田とマッカーサーとの会談以降、日本側提案を基礎に、交渉が進められる。米側では、他の電報と区別するため、安保改定に関する交渉の表題にSECNOGが用いられた。⁽⁴⁴⁾ このSECNOGとはSecurity Negotiationsの略称だ。SECNOG 4が、“Consultation formula and comments thereon”である。⁽⁴⁵⁾

米交換公文案

日本側正式案が提示されてから約一〇日が経った五月九日、国務・国防両省による日本案の検討が終了した。⁽⁴⁶⁾ その結果、核持ち込みに関し、マッカーサー宛ての訓令は、FRUSによれば、つぎのようになっている。

3. Understanding on formula (Embtel) should be set forth in exchange of classified letters between Ambassador MacArthur and Foreign Minister Fujiyama. In this regard, point three should be deleted and

point four should be expanded to refer to “direct launching” of combat operations and to make clear logistic operations are not covered by formula. [5 lines of source text not declassified]⁽⁴⁷⁾

フォーミュラに関する了解は、マッカーサーと藤山との機密交換公文にすべきとなっている。また、トーキング・ペーパーにあった四項目のうち、第三項目の「米軍の日本からの撤退」は削除し、第四項目の戦闘作戦行動は、直接出撃に言及するよう発展させ、補給活動は除外されることを明確にするよう命じられている。not declassifiedの部分はRG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1959-1961, Box 64で明らかである。ウォルター・ロバートソン極東担当国務次官補のコメントがつぎのように記されている。

Comment: While Fujiyama has accepted our fine standing, believe formal letters desirable to avoid any misunderstanding with subsequent Japanese governments. Have no objection to classifying these letters and carefully restricting distribution to avoid any embarrassing public leaks. Appreciate receiving your draft language for clearance.⁽⁴⁸⁾

米側のフォーミュラの了解に関する立場を藤山は明確に受諾しているが、日本の後継内閣が如何なる誤解もしないよう、ロバートソンは交換公文（書簡）が望ましいとした。そして、マッカーサーにそのドラフトを起草するよう促している。

これを受け、マッカーサーは、翌二〇日、国務省に返電した。⁽⁴⁹⁾これがSECNOG 13である。⁽⁵⁰⁾公表フォーミュラおよび日本政府の機密了解事項から交換公文案が構成されている。公表フォーミュラは、つぎのようになっている。

Major changes in the disposition in Japan of US armed forces, including those in their equipment, and the use of facilities and areas as bases for military combat operations other than those conducted under Article V of the said Treaty, will be the subject of prior consultation with the GOJ in the light of circumstances prevailing at the time. Consultation will not be required concerning the withdrawal of US armed forces and their equipment from Japan. However, the US would expect to follow the present procedure of notifying the GOJ in advance of such withdrawals.⁽⁵¹⁾

一〇月四日付米案にあった「その時の状況に照らし」はそのままである。トーキング・ペーパーにあった第三項目の米軍の撤退は、公表フォーミュラに組み入れられた。そのため、日本政府の了解事項はつぎの三項目となった。

- (1) Consultation will not be interpreted as affecting present procedures, which are working quite satisfactorily, regarding the deployment of US forces and their equipment into Japan, including those for the entry of US military aircraft and the entry into Japanese waters and ports by US naval vessels.
- (2) Consultation on “major changes in disposition” will be confined to introduction of nuclear weapons into

Japan and will not for example, apply to the introduction of conventional weapons, such as missiles without nuclear warheads.

(3) Consultation on military operations other than those undertaken under provisions of Article V will cover only the direct launching of military combat operations to areas outside Japan undertaken from bases in Japan.⁽⁵²⁾

この三項目が不公表交換公文ということになる。⁽⁵³⁾

「討議の記録」での決着

五月二一日午後、藤山・マッカーサー会談が行われた。会談内容を報告したマッカーサーの電報では、フォーミュラに関し、つぎのようになっている。⁽⁵⁴⁾ この部分は、*FRUS* では not declassified だ。⁽⁵⁵⁾

Re consultation formula, I gave him on personal basis revised version as per Embtel 2357, making clear (Deptel 1677) that it did not rpt not yet have final Washington approval. I also gave him, with appropriate explanations, the proposed text of classified Exchange of Notes (SECNOG 13).⁽⁵⁶⁾

これによると、マッカーサーは藤山に、適切な説明を施しながら、前述の SECNOG 13 (機密交換公文案) を手交し

たことになる。核持ち込みの核心部分、つまり、核搭載艦船の一時寄港および核搭載米軍機の一時立寄り、事前協議の対象とはならないことを藤山は知っていた。

ところが、五月一四日の山田・マッカーサー会談で、これまでとは異なる状況が生まれる。この日、山田はフォーミュラについて、つぎのように説明した。

次にフォーミュラに付、大臣は秘密了解なしを強く希望されている。そこで全く非公式に討議の素材として二三のペーパーをお示しすべし。

別紙二は、右の趣旨より公表のフォーミュラに核兵器をメンションせるものである。又撤退は除外されることを明にする⁽⁵⁷⁾。為 deployment into とし、major changes は止めている。

藤山が機密交換公文案に難色を示していたことがわかる。それでは、非公式の討議の素材とはどういう意味なのか。ここにいう「核兵器をメンションせるもの」とは何か。日本側が用意した公表交換公文案である別紙二は、以下のようになっている。

“The deployment into Japan of United States armed forces other than the entry of such forces by way of routine movements, the introduction of nuclear weapons into Japan, and the use of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to be directly launched to areas outside Japan shall be the

subjects of prior consultation with the Government of Japan.”⁽⁵⁸⁾

核持ち込み問題だけを取り上げると、日本政府との事前協議の主題は、通常の移動としての米軍のエントリー以外の米軍の日本への配置、それに、核兵器の日本へのイントロダクションということになる。前者の「通常の移動としての米軍のエントリー」は、第七艦隊の入港が前提とされ、後者のイントロダクションには、核兵器を陸上に保管したり、設置するとの意味が込められていた。

ただ、“the introduction of nuclear weapons into Japan”を入れて公表すれば、野党側がきびしく追求したであろう。これまでの政府答弁から考え、イントロダクションには一時的な寄港や立ち寄りも含まれる、と説明せざるを得なかったのではないか。

なお、「条約第六条の実施に関する交換公文作成の経緯」という報告対象文書では、この日の会談で、「秘密了解は内容は国会等ではその儘発表して差支えないが、その文書のみが秘密である旨了解されている」とある。⁽⁵⁹⁾

この会談から一週間ほどした五月二〇日の山田・マッカーサー会談で、日本側は、フォーミュラへの“the introduction of nuclear weapons into Japan”の挿入を撤回したと思われる。⁽⁶⁰⁾フォーミュラについて、山田がつぎのように説明しているからだ。

次官 次に移り、フォーミュラに付お話し度し。

(別紙二及び三を提示)

核持ち込みの事前協議をめぐる日米交渉 (信夫)

（右に関する応酬に於て、次官より別紙二はフォーミュラを核兵器及び基地の作戦使用の二問題に限定し、最小限に止めんとするものなること、別紙三は本文に deployment into を加へると共に米側にミートする為めルーティーンの入出手続及びユニットの撤退に言及せるものなること。作戦使用に関し、directly launching 様なミリタントな諸点を述べ、其の場の思付では、本文はA案を採り、了解はB案(1)(2)を加へ、且 direct launching に関する表現は考へた上本文に置くことを考へてはどうかと思ふが、更によく考へて見度しとのことであつた。⁽⁶¹⁾）

この別紙二と三の核心部分は以下である。

別紙二 (Draft Formula A)

Major changes in the equipment of United States armed forces in Japan and the use of facilities and areas as bases for military combat operations other than those conducted under Article V of the said Treaty, that may be undertaken by United States armed forces from such bases to areas outside Japan, shall be the subjects of prior consultation with the Government of Japan.

別紙三 (Draft Formula B)

The deployment into Japan of United States armed forces other than the entry by way of routine movements of such forces, major changes in their equipment, and the use of facilities and areas as bases for military

combat operations other than those conducted under Article V of the said Treaty, shall be the subjects of
prior consultations with the Government of Japan.⁽⁶²⁾

“the introduction of nuclear weapons into Japan”なる字句はなくなっている。

五月一四日と二〇日の山田・マッカーサー会談の経緯を知ることが、おそらく、核持ち込み問題を明らかにできる核心部分となるのではないかと思われる。なぜ藤山・マッカーサー会談ではなく、山田・マッカーサー会談になったかといえば、藤山がベトナムとの賠償協定調印のため、五月一二日から一九日まで、東京を離れていたからだ。山田と藤山は緊密に連絡を取り合っていたと思われるが、交渉の重要な時期の外務大臣不在は、密約の真相をさらにわかりにくくしているように思われる。

この時期の記録については、米側でも慎重に取り扱われている。たとえば、国務省発東京大使館宛の五月二二日付の電報がある (Deptel 1786)⁽⁶³⁾。これは、安保改定交渉を扱った文書にしては、めずらしく Top Secret 扱いとなっている。この電報の中で、フォーミュラに関する Embtel 2420 という東京発国務省宛の電報部分が not declassified である。電報番号とその他の内容から見て、一四日の山田・マッカーサー会談を受けた一五日の電報であることは間違いない。ちょうどこの五月一五日付の東京発国務省宛の電報に withdrawal notice が入っており、電報番号は記載されていないものの、Embtel 2420 である可能性が高い。核持ち込み密約に関する日米双方の文書の追求はひとまずここで終了する。

六月に入ってから交渉の様子はあまりよくわからない。ただ、東郷調書によると、六月一〇日、藤山・マッカー

サー会談、それに、山田・マッカーサー会談が、それぞれ行われたようである。後者の会談で、「討議の記録」となった経緯がつぎのように説明されている。

不公表交換公文の問題は、先づ今回の交渉に際して秘密文書を残すことは飽く迄避ける要ありとの根本問題あるに加へ、内容の四点は当初より口頭で了解されて来たものであるとは謂へ、特に日本の施設区域の作戦的使用に就ての先方文案の表現は従来の了解を更に制限したかの疑念を残すものであつた。従つて形式の問題に就ては、偶々沖繩等に関し「討議の記録」という形の文書を残すことを検討していたのを利用し、六月十日の次官米大使の会談において本件も「討議の記録」とすることを提案し「た」⁶⁴

フォーミューラをめぐる交渉は、前述のように、米側が、あらためて、“in the light of circumstances prevailing at the time”という字句を交換公文（公表）に入れるよう要請したため、これをめぐる応酬が中心であつた。⁶⁵結局、六月二〇日、米側はこの字句の削除に応じる。⁶⁶これで、フォーミューラ、それに、フォーミューラの解釈であるRecord of Discussionの協議はすべて終了した。⁶⁷また、討議の記録は条約よりも前の日付とし、署名地をワシントンにはしない、といったことが話し合われている。⁶⁸外務省に残されたRecord of Discussionでは、署名日が六〇年一月六日、署名地はTokyoとなっている。

その後も六〇年一月一九日の安保条約署名にいたるまで、Record of Discussionの痕跡は米側文書に残されている。まず、五九年十二月一六日、ロバート・A・フィアリー在京米大使館一等書記官がリチャード・L・スナイダー國務

省日本部長にあてた書簡には、“The Record of Discussion on the consultation formula would be classified Confidential.”とあり、討議の記録をどの機密指定にするかが伝えられている。⁽⁶⁹⁾ FRUS にも Record of Discussion Prepared by the Embassy in Japan というタイトルだけの文書があり、中身は not declassified となっている。⁽⁷⁰⁾ ただ文書は四頁あるとあり、そのうちの二頁が付属文書であるという。Record of Discussion は、日本側に残された記録では二頁であるので、その他の二頁に何が記されていたのかはわからない。

四・考察

討議の記録に関する議論・合意はなかったのか

冒頭に引用したように、東郷は、「安保条約改訂交渉、特に事前協議条項に関する交渉を通じ、我方は総ての「持ち込み」(INTRODUCTION) は事前協議の対象であるとの立場をとり、艦船航空機の「一時的立ち寄り」について特に議論した記録も記憶もない」と述べていた。⁽⁷¹⁾ 問題は、東郷が述べるように、本当に核持ち込みを米側と議論したことがなかったのかである。

安保改定にいたる国会論議を見るかぎり、わが国への核の「持ち込み」の中には、米の核搭載艦船・航空機の一時寄港・立寄りも含まれることを政府は認めていた。⁽⁷²⁾ 岸はじめ、政府は、そのような国会答弁を繰り返した。したがって、これに反するような内容の条約なり了解なりを米側と公に約束することはできなかった。また、もし密約を交わしたなら、それは絶対に秘匿すべきものであつたろう。

米側から見れば、旧安保条約下では、日本への核の持ち込みにとくに制約が課されていない。ただ、実際には、米

側は核の「持ち込み」にはきわめて慎重であった。それは、被爆国である日本の国民感情を考慮し、日本に核戦略部隊を配置する、あるいは、ICBMやIRBMといった攻撃核兵器を持ち込む、つまり、日本の基地に核兵器を恒常的に配備することまでは考えていなかったという意味である。⁽⁷³⁾したがって、米側の introduction から、一時寄港・立寄り (entry) はもともと除かれていた。米側に見れば、核を積んだまま米艦船が米軍基地に入港すること、あるいは、米航空機が核を搭載したまま立寄ることは、これまで通りのことだったのである。

この日米の核の持ち込みに対する考え方の違い、つまり、日本側はすべての核持ち込みが事前協議の対象、米側は寄港・立寄りを事前協議から除外する、という日米間の相違をどのように調整するかが問題であった。東郷の言うように、日米双方ともこの問題に深入りせず、あいまいなままにしたのであろうか。このような可能性は、これまでの分析により否定されたといつてよい。

マッカーサーは、五八年一〇月四日、訓令にしたがい、フォーミユラに関する米案を提示した。核搭載艦船の一時寄港はこれまで通り続けられ、協議の対象ではないことを明確にした。マッカーサーがこの訓令に違反し、あいまいに説明したとは考えにくい。

五九年に入り、三月から六月にかけ、安保改定交渉は本格化する。日本側が条約への署名を六月下旬までに終わらせたいとしたからだ。四月八日の藤山・マッカーサー会談において、米側トーキング・ペーパーが藤山に手交された。このペーパーでは、まず、大前提として、フォーミユラは現行の手続きに影響するとは解されない、とある。そして、この現行の手続きはうまくいっており、米側にとって、きわめて満足すべきものであるという。その上で、具体例として、米軍航空機のエントリーと、米海軍艦船の日本領海への進入・寄港が挙げられている。マッカーサーは、第七

艦隊の寄港、あるいは、戦略航空軍団の日本上空通過を念頭においていたことは間違いなく、これらは、安保改定後も影響を受けないと藤山に説明していた。

こうして、米側は、マッカーサーを通じ、藤山に、核搭載艦船の一時寄港や核搭載航空機の一時立ち寄り、核の「持ち込み」にはあたらず、従来通りの手続きであることを確認し、藤山もそれを受け入れた。

本稿で、頻繁に引用したRG84の文書群と「米基地権の日本本土と琉球諸島における比較」という文書について付言しておきたい。RG84では、他の文書群とnot declassifiedとなっている部分の多くが公開されている。また、後者では、フォーミュラをめぐる交渉の経緯、それに、「討議の記録」も記されていた。

このふたつの文書（群）には共通の特徴がある。RG84の文書はNND959026であり、「米基地権の日本本土と琉球諸島における比較」はNND947026だ。このNNDは、Declassification Project Numberという機密指定解除のプロジェクト番号を示すシンボルである。通常、最初のふたつの数字が、プロジェクトの実施年といわれる。右のNNDでは、それぞれ、一九九五年の九〇二六と一九九四年の七〇二六ということになる。一九九一年九月、当時のジョージ・ブッシュ米大統領は、海上配備の戦術核ミサイルの撤去を発表した。したがって、第七艦隊が核を搭載したまま寄港するといったケースを想定する必要がなくなった。そうした影響もあつてか、機密指定解除の審査が、それ以前よりも、ゆるやかに実施された可能性がある。

「討議の記録」は何を意味していたのか

第一節に記した「討議の記録」は、交渉の経緯を理解せずに読んでも、いささか意味不明なところがある。本来、

交換公文の解釈として作成されたはずなのだが、その役割を十分に果たしているとは言えない。「討議の記録」を仔細に見ていきたい。

まず a 項を見ると、「米軍装備の重要な変更」とは核兵器の日本へのイントロダクションの意味と解されるとある。さらに、中長距離ミサイルやその基地建設もこれに含まれるという。これまで分析した文書では、「討議の記録」にいたるまで、通常兵器としてのミサイルは出てくるものの、具体的に、中長距離ミサイルやその基地建設は登場しない。これを知る手がかりになる記述が、「米基地権の日本本土と琉球諸島における比較」に見られる。

Japan's objective was to preclude unilateral introduction of nuclear weapons, and strategic missiles are encompassed, irrespective of the types of warhead, because of their potential for nuclear warfare. All non-nuclear weapons, including such possible "major changes" as the introduction of biological weapons, are exempt from the consultation agreement, but the United States would no doubt consult informally before making any such "major change."⁽⁷⁴⁾

ここから明らかになるのは、核兵器および戦略ミサイルを日本に持ち込まれることによつて、日本が核戦争に巻き込まれる可能性が高くなることを日本側は懸念していた事実である。その観点から、戦略ミサイル、つまり、中長距離ミサイルと核兵器とを並べる形で a 項が組み立てられたのである。

b 項は、戦闘作戦行動は何かを明らかにしている。最終的な交換公文にも、米軍隊の日本への配置・装備における

重要な変更、戦闘作戦行動、事前協議が順番に登場する。用語解説あるいはコンメンタールの役割を果たしているような装いである。その意味では、解釈規定の形式としては妥当なのかもしれないが、a項とc項の間にb項が挿入されたことで、核兵器のイントロダクションとの関係がわかりにくくなっている。

c項は、言うまでもなく、事前協議について規定している。ただ、事前協議とは何かを述べているのではなく、事前協議の対象とならないケースをふたつ挙げている。まず、事前協議は「現行の手続き」に影響しないとある。そして、影響しない手続きとは、ひとつが（重要とまではいかない）米軍とその装備の日本への配置に関する手続きであり、他は米軍航空機のエントリーと米海軍艦船による日本の領海および港へのエントリーである。さらに、「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更」（「重要」が追加されている）は、事前協議の対象外ではない（つまり、対象である）と述べている。

このように見てくると、「討議の記録」のa項とc項を切り離し、さらに、項目の順番も変更していることが、「討議の記録」をわかりにくくしているおおきな要因と考えられる。その点をいま少しわかりやすくするため、四月八日付米トーキング・ペーパー、五月一日付米機密交換公文案、それに、「討議の記録」、それぞれの項目を比較したのが表1である。

このa項とc項は、装備（equipment）に関する部分で、微妙に重なり合っていることがわかる。a項の「装備における重要な変更」とは、日本への核兵器の持込み（introduction）（それに、それと同等の意味を有する事項）となっている。端的に言えば、「重要な変更」とは核の持込みを意味する。これに対して、c項は「事前協議」の面から規定され、いささか複雑なのだが、要は、重要な変更に当たらない米軍の装備が日本の港等に入る（entry）場合、現行の手続通り

表 1 「討議の記録」の成立過程

米トーキング・ペーパー（4月8日）	米機密交換公文案（5月11日） 日本政府の了解事項	「討議の記録」（6月10日）
1. Formula will not rpt not be interpreted as affecting present procedures, which are working quite satisfactorily, re deployment of US forces and their equipment into Japan, including those for entry of US military aircraft and entry into Japanese waters and ports by US naval vessels.	(1) Consultation will not be interpreted as affecting present procedures, which are working quite satisfactorily, regarding the deployment of US forces and their equipment into Japan, including those for the entry of US military aircraft and the entry into Japanese waters and ports by US naval vessels.	c. “Prior consultation” will not be interpreted as affecting present procedures regarding the deployment of United States armed forces and their equipment into Japan and those for the entry of United States military aircraft and the entry into Japanese waters and ports by United States naval vessels, except in the case of major changes in the deployment into Japan of United States armed forces.
2. Consultation on “major changes in disposition” will be confined to introduction of nuclear weapons into Japan. As I pointed out on Oct 4 (Embtel 743, Oct. 5, 1958), we understand that formula would not rpt not, for example, have to apply to introduction of conventional weapons, such as missiles without nuclear warheads.	(2) Consultation on “major changes in disposition” will be confined to introduction of nuclear weapons into Japan and will not for example, apply to the introduction of conventional weapons, such as missiles without nuclear warheads.	a. “Major changes in their equipment” is understood to mean the introduction into Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons, and will not, for example, mean the introduction of non-nuclear weapons including short-range missiles without nuclear components.
3. Consultation will not rpt not be necessary for withdrawal of US forces from Japan, but we would expect to follow present procedures notifying Japanese authorities in advance of such withdrawals.	公表交換公文案へ移動。	d. Nothing in the Exchange of Notes will be construed as requiring “prior consultation” on the transfer of units of United States armed forces and their equipment from Japan.
4. Consultation on military operations other than those undertaken under provisions of Article V will cover only military combat operations in areas outside Japan undertaken from bases in Japan.	(3) Consultation on military operations other than those undertaken under provisions of Article V will cover only the direct launching of military combat operations to areas outside Japan undertaken from bases in Japan.	b. “Military combat operations” is understood to mean military combat operations that may be initiated from Japan against areas outside Japan.

ということである。したがって、事前協議は必要ない。このふたつを重ね合わせると、核兵器が日本の港等に入ること(entry)だけでは重要な変更にならず、事前協議の対象外という結論が導き出される。

「討議の記録」の順番を、米トーキング・ペーパーの順番と比較すると、c項、a項、d項、b項となっており、藤山・マッカーサー会談におけるマッカーサーの話の流れと、項目の順番が異なることは一目瞭然である。なぜ、このような順番になったのか。すでに述べたように、交換公文に出てくる用語の順番通りに解釈を示したといえればそれまでだが、この間の経緯を示す文書は、今のところ見つからない。

「討議の記録」と地位協定第五条とを混同するか

東郷は、「日本側交渉当事者は本了解は事前協議条項と地位協定第五条との関係に関するものと解し、「一時立寄り」に関するものとは思っていないかったのが実情である」と述べている。⁽⁷⁵⁾フォーミュラは、事前協議という、いわば改定安保条約の核心を記した文書である。これに対し、地位協定は、駐留米軍の地位を規定したものだ。安保改定により、行政協定は地位協定と名称が変更されたが、その第五条は、新旧両協定において、ほとんど変わっていない。⁽⁷⁶⁾もともと、この第五条は、米軍艦や航空機にかぎらず、米国の公の目的のために運行される船舶・航空機の出入国等の手続きと入港料・着陸料といったものを規定している。したがって、本来的に、この両者を混同することなどあり得ないはずなのだが、若干、考察してみたい。

地位協定を知るうえで参考になるのは、琉球新報社が独自に入手した「日米地位協定の考え方・増補版」という外務省機密文書である。⁽⁷⁷⁾外務省はこの文書の存在を認めていないようだが、明らかに日米地位協定を知る上での格好の

手引書だ。

第五条は、米軍の軍用船舶・航空機のが国への出入につき規定している。ふたつのケースがある。ひとつが、米軍の施設・区域外である港・飛行場からの出入りの場合である。もうひとつが、施設・区域たる港・飛行場からの出入の場合だ。前者の例として、羽田空港、後者の例として、横田飛行場を挙げればわかりやすいだろう。横田飛行場は米軍が管理しており、着陸料という概念がもともとない。これに対し、羽田空港に米軍機が着陸する場合、民間航空機であれば着陸料を支払わなければならないが、それが免除されるというものである。それが、第五条一項の規定するところだ。

この第五条について、「日米地位協定の考え方」によれば、「一般国際法上軍艦又は軍用航空機の外国の港又は飛行場等への出入については、当該外国の許可を要することとされていることとの関連で、同条に規定する船舶又は航空機の出入自体についてその都度我が国の許可を要しない旨を定めた規定」と⁽⁷⁸⁾されている。つまり、船舶・航空機ごとに許可するのではなく、包括的に許可が与えられているのである。

ただ、施設・区域外への入港の場合、だまって入港してよいというわけではなく、「適当な通告」をしなければならないこととなっている（第五条三項）。船舶の場合しか規定されていないが、航空機の場合には、航空管制にしたがつて離着陸するので、わざわざ規定する必要がなかったと解されている。

この行政協定第五条と事前協議制度との関係について、「日米地位協定の考え方」はつぎのように述べる。

装備における重要な変更に関する事前協議制度は、船舶又は航空機の出入自体を対象としているものではなく、装備とい

う観点からその重要な変更を対象としているものであり、地位協定第五条とは別の観点から設けられているものである。で、核武装を有する米軍艦又は航空機の我が国への寄港、我が領海・領空の通過等については、当該艦船等の出入等とは別に、当該艦船等に装備されている核の持ち込みという観点から、事前協議なくしてこれを行ない得ないものである。⁽⁷⁹⁾

東郷は、フォーミュラの解釈の中で、艦船・航空機の出入りが行政協定の通常の手続きにしたがったものであると理解したと述べていたが、この記述はこれを真つ向から否定するものだ。地位協定第五条の出入と、核搭載艦船の出入に伴う事前協議とは別の問題であることを明確に述べているからだ。その上、核搭載艦船の出入を含めた核の持ち込みは、事前協議がなければ行えないと断言する。

地位協定第五条について、交渉で大きく取り上げられたことは一度もなく、せいぜい字句の修正程度が問題とされた。事前協議制度と地位協定第五条とでは、話の場面がまったく異なり、両者を混同するなど有り得ないのである。

両問題の関連性という意味で、五九年四月一日に行われた藤山・マッカーサー会談は重要であつたと思われ⁽⁸⁰⁾る。両者はつぎのような会話を交わした。

大臣 「修正」「行政協定の修正」第四点は、船舶航空機の開港入港通告であるが、我方提案中 *under normal conditions* 削除は撤回するも、「航空機」を追加し度し。

大使 先日「フォーミュラ」に関する了解の一つとして申し上げた如く、米軍の出入りの現在の手続を変へないと云ふ了解に反しないなら差支えないと思ふ。若し航空機を加へるなら、別途その了解の確認を求めるかも知れない。

大臣 航空管制返還に伴ひ当然のことと考へられ、右の了解に反するものに非ず。⁽⁸¹⁾

マッカーサーは、明らかに、フォーミュラの了解に言及している。「米軍の出入りの現在の手続を変へないと云ふ了解に反しないなら」における手続きとは、核搭載艦船の一時寄港を事前協議の対象外とする、ということを目指しているからだ。

本当の密約とはなにか

「討議の記録」は、交換公文の解釈文書として、重要な役割を果たしてきたことは間違いない。ただ、「討議の記録」は、存在が不公表であるものの、内容は公表してよいこととなっていた。⁽⁸²⁾ 交換公文だけではあまりにも抽象的であり、国会で野党から追及されることは必死であったからだ。この「討議の記録」の内容は、一九六八年四月二五日、「藤山・マッカーサー口頭了解」として、政府により文書化されている。⁽⁸³⁾ ただし、「核弾頭の持込み」とは何か、この口頭了解から明らかになっているわけではない。

核持ち込みに関する合意について、日米双方の文書では、あたかも口裏を合わせたような観がある。東郷は、一九六八年一月、「本件は日米双方にとりそれぞれ政治的軍事的に動きのつかない問題であり、さればこそ米側も我方も深追いせず今日に至ったものである」と書き記した。この文書に添付された栗山尚一次官のメモ（一九八九年八月二四日付）には、「双方の立場につき互いに話のないとの立場を理解。但し「密約」はなし。」と記されている。⁽⁸⁴⁾

米側の「米基地権の日本本土と琉球諸島における比較」には、“the question of nuclear weapons on board ships and

aircraft was never raised directly with the Japanese and no specific understanding was reached.”とある⁽⁸⁵⁾。また、この文書によれば、事前協議に関して、三つの合意があったという。ひとつが公表された交換公文、二つ目が非公表の「討議の記録」、三つ目が、さらに機密度の高い理解で、文書化を約束したものではなく、核兵器に関するものだという。この三つ目の理解とは何だったのか。

日本側は、フォーミュラについて、当初は議定書、そして、最終的には米側の要望を入れ、交換公文とすることに同意した。その解釈を示す米側トーキング・ペーパー（四月八日付）の全四項目を、口頭了解で済まそうとした。こうすれば、少なくとも、形式上は、「秘密文書」は存在しないことになる。

これに対し、米側は、それでは交換公文の中身がいかようにも解釈され、藤山・マッカーサー間での核持ち込みに関する了解事項が、後継内閣にきちんと引き継がれないのではないかと懸念した。そのため、トーキング・ペーパーの基本的部分を機密了解事項として文書化し、記録を残そうとした。

秘密文書を残すかどうかをめぐる、日米間で議論がたたかわされたと思われる。ただ、これを示す文書は、いまのところ見つからない。それでも、ヒントとなる文書は存在する。

たとえば、東郷は、その調書で、四項目を「討議の記録」という形で文書に残したと明記している。「討議の記録」は非公表文書である。それでは、「討議の記録」と非公表の交換公文（了解事項）の場合とでは、どのような違いがあるのだろうか。米側文書によれば、日本政府が密約の存在を否定できるよう、機密の「討議の記録」にしたという⁽⁸⁶⁾。いささか姑息な方法にも思えるが、こうした観点から、「討議の記録」を見てみると、約束の意味合いが薄いことは事実である。ただ、所詮、文書の解釈には多様性があり、当事者が文書にどのような意味を込めたのかを同時に解明

する必要がある。

最後に残った機密了解として見えてくるのは、岸・藤山が、核搭載艦船の一時寄港を事前協議の対象外とすることではなかったのか。それと同時に、この件には明確な合意がなかったことにするというシナリオも密約として交わされたのではないか。

こう解することによって、東郷調書の全体像も見えてくるし、その後の外務官僚が、東郷調書をバイブルとして利用し、交換公文や「討議の記録」を扱っていた様子がうかがえる。残念ながら、その影響力はきわめて強く、おそらく、密約に関する外務省の調査にも少なからず反映されているのではないかと思われる。

(1) 北米局長(東郷)「装備の重要な変更に関する事前協議の件」(極秘) 一九六八年一月二七日、報告対象文書一―五。なお、以下、報告対象文書・関連文書として引用するのは、二〇一〇年三月九日、外務省の密約調査で明らかになり、公開された文書である。これらは、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/misuyaku/kekka.html>で閲覧可能である。

(2) (財) 鹿島平和研究所編『現代国際政治の基本文書』原書房、一九八七年、一六六頁。

(3) 安全保障課「核兵器の持ち込みに関する事前協議の件」(極秘) 一九六三年四月一三日、報告対象文書一―三。

(4) これが、「米基地権の日本本土と琉球諸島における比較」である。⁴⁵ “V. Comparison of U. S. Base Rights in Japan and the Ryukyu Islands,” RG319 Background Files to the Study History of the Civil Administration, Container 8, Folder: Status of Forces Agreements: Military Banking Facilities and MPSs (Japan), National Archives at College Park, Maryland. (なお、本稿で引用する米公文書は、*Foreign Relations of the United States* に所収のものを除き、National Archives at College Park, Marylandで収集したもので、この部分の記載は省略する)。これは文書名を記したのではなく、ある文書の第五章である。全体がどのような文書なのかはわからない。文書中に、「安保条約の下、六年にわたり同条約がうまくいっていることか

らの印象として」といった記述が出てくるので、おそらく一九六六年頃にとりまとめられたものであろう。内容は、施政権返還後の沖縄に、安保条約およびその他関連取極めを沖縄にそのまま適用できるかどうか、何らかの問題が生じないかを詳細に分析したものだ。結論的には何ら問題がなく、安保条約等を返還後の沖縄にそのまま適用できるとされている。なお、この文書については、我部政明『沖縄返還とはなんだったのか―「日米戦後交渉史の中で」日本放送出版協会、二〇〇〇年、二六―二九頁で紹介されている。また、太田昌克『盟約の闇―「核の傘」と日米同盟』日本評論社、二〇〇四年、八四―九四頁、太田昌克『日米「核密約」の全貌』筑摩書房、二〇一一年、一八六―一九四頁で、詳細な分析が行われている。

なお、日本側文書と米側文書にある「討議の記録」には、若干の違いがある。とくに、b項は、米側文書では、“Military combat operations other than conducted under Article V” is understood to mean military combat operations that may be initiated from Japan against areas outside Japan. とあり、下線部分が追加されている。

(5) 日本側では、この文書は、安全保障課「核兵器の持ち込みに関する事前協議の件」(極秘) 一九六三年四月一三日、報告対象文書一―三に収録されているだけでなく、北米局長(東郷)「装備の重要な変更に関する事前協議の件」(極秘) 一九六八年一月二七日、報告対象文書一―五にも収録されている。

(6) 有識者委員会「いわゆる「密約」に関する有識者委員会報告書」二〇一〇年三月九日。この報告書は、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/hokoku_yushiki.pdf で閲覧可能である。なお、本稿では、「有識者委員会報告書」として引用する。坂元一哉『日米同盟の絆―安保条約と相互性の確保』有斐閣、二〇〇〇年も参照。

(7) 波多野澄雄『歴史としての日米安保条約―機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店、二〇一〇年。

(8) 太田『日米「核密約」の全貌』。

(9) この点については、外務省「外交文書の欠落問題に関する調査委員会調査報告書」二〇一〇年六月四日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pdfs/ketsuraku_hokokusyo.pdf を参照。

(10) 外務省調査チーム「いわゆる「密約」問題に関する調査報告書」二〇一〇年二月五日。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/hokoku_naibu.pdf

- (11) 「十月四日総理、外務大臣、在京米大使会談録」(極秘) 一九五八年一〇月四日(東郷印)、関連文書一一八。
- (12) 「十月四日総理、外務大臣、在京米大使会談録」(極秘) 一九五八年一〇月四日(東郷印)、関連文書一一八。
- (13) 「十月四日総理、外務大臣、在京米大使会談録」(極秘) 一九五八年一〇月四日(東郷印)、関連文書一一八。
- (14) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 741, October 4, 1958”(Secret), RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1956-1958, Box 45.
- (15) RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1956-1958, Box 45.
- (16) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 743, October 5, 1958”(Secret), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 31.
- (17) RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1956-1958, Box 45. への文書は、「有識者委員会報告書」二七頁、注二二で指摘されている。
- (18) “Telegram From the Embassy in Japan to the Embassy in Philippine, No. 30, October 22, 1958”(Secret), RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1956-1958, Box 45. への電報は、太田『日米「核密約」の全貌』二〇七頁、注二二で指摘されている。
- (19) 米保長「日米安全保障に関する新条約についての基本的考へ方」(極秘) 一九五八年一〇月九日、関連文書一一二。
- (20) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 793, October 13, 1958,”(Secret), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 33.
- (21) 鹿島平和研究所編『日本外交主要文書・年表 第一巻 一九四一—一九六〇』原書房、一九八三年、八〇八頁。
- (22) アメリカ局安全保障課長「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」(極秘) 一九六〇年六月、報告対象文書一一二。
- (23) “PROTOCOL,”(極秘) 一九五八年一月二五日、関連文書一一二。
- (24) アメリカ局安全保障課長「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」(極秘) 一九六〇年六月、報告対象文書一一二。
- (25) 米保長「十一月二十六日大臣説明案」(極秘) 一九五八年十一月二六日、平成二二年七月七日外交記録公開分 H22-003

0611-2010-0791-01 ファイル件名：1. 日米安保条約に係る経緯① フォルダー名：一九五八年十月四日より十一月二十六日に至る経緯。

- (26) 「十一月二十六日藤山大臣在京米大使会談録」(極秘) 一九五八年十一月二十六日(東郷印)、関連文書一―三三―。
- (27) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 1115, November 28, 1958”(Secret), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 33.
- (28) RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1956-1958, Box 45.
- (29) “Telegram From The Department of State to the Embassy in Japan, No. 824, December 6, 1958”(Secret), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 38.
- (30) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 1028, January 24, 1959”(Secret), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 43. 「二月六日藤山大臣在京米大使会談録抜粋」(極秘) 一九五九年二月六日東郷印、関連文書一―三七―。

- (31) 「三月二十日藤山大臣在京米大使会談録(其の一)」(極秘) 一九五九年三月二〇日東郷印、関連文書一―四二―。
- (32) 「(仮訳) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(案)」(極秘) 一九五九年二月一七日、関連文書一―四一―。

- (33) 「三月二十日藤山大臣在京米大使会談録(其の一)」(極秘) 一九五九年三月二〇日(東郷印)、関連文書一―四二―。
- (34) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2097, April 13, 1959”(Secret), RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1959-1961, Box 64.

- (35) アメリカ局安全保障課長「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」(極秘) 一九六〇年六月、報告対象文書一―二―。
- (36) 「三月二十八日藤山大臣在京米大使会談録」(極秘) 一九五九年三月二八日(東郷印)、関連文書一―四三―。
- (37) アメリカ局安全保障課長「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」(極秘) 一九六〇年六月、報告対象文書一―二―。
- (38) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2076, April 9, 1959”(Secret), RG84 Japan; Tokyo

Embassy; Classified General Records, 1959-1961, Box 64.

- (35) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2076, April 9, 1959” (Secret), RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1959-1961, Box 64.

- (40) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2235, April 29, 1959” (Secret), RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1959-1961, Box 64.

- (41) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2232, April 29, 1969” (Confidential), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 46.

- (42) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2232, April 29, 1969” (Confidential), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 46.

- (43) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2232, April 29, 1969” (Confidential), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 46.

- (44) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2233, April 29, 1959” (Confidential), RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1959-1961, Box 64.

- (45) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2235, April 29, 1959” (Secret), RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1959-1961, Box 64.

- (46) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 1672, May 9, 1959” (Confidential), RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1959-1961, Box 64.

- (47) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 1674, May 9, 1959” (Confidential), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 57.

- (48) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 1674, May 9, 1959” (Confidential), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 57.

- (49) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2358, May 10, 1959” (Confidential), RG59 Central Decimal File, 1955-1959, Box 3970.
- (50) この文書は、坂元『日米同盟の絆』一七七一―一七八頁で紹介されている。
- (51) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2358, May 10, 1959” (Confidential), RG59 Central Decimal File, 1955-1959, Box 3970.
- (52) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2358, May 10, 1959” (Confidential), RG59 Central Decimal File, 1955-1959, Box 3970.
- (53) アメリカ局安全保障課長「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」(極秘) 一九六〇年六月、報告対象文書一一一。
- (54) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2374, May 11, 1959” (Confidential), RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1959-1961, Box 64.
- (55) *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 59.
- (56) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2374, May 11, 1959” (Confidential), RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1959-1961, Box 64.
- (57) 「五月十四日山田次官在京米大使会談に関する件」(極秘) 一九五九年五月一四日(東郷印)、関連文書一一五六。
- (58) 「五月十四日山田次官在京米大使会談に関する件」(極秘) 一九五九年五月一四日(東郷印)、関連文書一一五六。
- (59) 「条約第六条の実施に関する交換公文作成の経緯」(極秘) 一九六四年作成(?)、報告対象文書一一四。
- (60) 「五月二十日山田次官在京米大使会談に関する件」(極秘) 一九五九年五月二〇日(東郷印)、関連文書一一五七。
- (61) 「五月二十日山田次官在京米大使会談に関する件」(極秘) 一九五九年五月二〇日(東郷印)、関連文書一一五七。
- (62) 「五月二十日山田次官在京米大使会談に関する件」(極秘) 一九五九年五月二〇日(東郷印)、関連文書一一五七。
- (63) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 1786, May 22, 1959” (Top Secret), RG59 Central Decimal File, 1955-1959, Box 3970.

- (64) アメリカ局安全保障課長「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」(極秘) 一九六〇年六月、報告対象文書一一二。
- (65) “Telegram From the Embassy in Tokyo to the Department of State, No. 2715, June 17, 1959” (Confidential), RG59 Central Decimal File, 1955-1959, Box 3970; “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2733, June 18, 1959” (Top Secret), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 81, 「六月十九日藤山大臣在京米大使会談録」(極秘) 一九五九年六月一九日(東郷印)、関連文書一一五九。
- (66) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2745, June 20, 1959” (Confidential), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 84. この点は「条約第六条の実施に関する交換公文作成の経緯」(極秘) 一九六四年作成(?) でも確認がとれる。
- (67) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2745, June 20, 1959” (Confidential), RG59 Central Decimal File, 1955-1959, Box 3970. 右の注と同じ電報番号のものが *FRUS* には“(C) Record of Discussion on interpreting the Formula”の部分が not declassified となっている。
- (68) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2747, June 20, 1959” (Confidential), RG59 Central Decimal File, 1955-1959, Box 3970.
- (69) “Letter From Robert A. Fearey to Richard L. Snider, December 16, 1959” (Official-Informal Confidential), RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1959-1961, Box 65.
- (70) “Record of Discussion Prepared by the Embassy in Japan, Tokyo, January 6, 1960” (Confidential), *FRUS, 1958-1960*, Volume XVIII, Japan; Korea, Document 131.
- (71) 北米局長(東郷)「装備の重要な変更に関する事前協議の件」(極秘) 一九六八年一月二七日、報告対象文書一一五。
- (72) 一九五八年三月一二日の衆議院内閣委員会において、第七艦隊は核を積んで横須賀に入ってきているのではないかとの野党議員の質問に対し、岸は「事実上そういうことはなにもありません、私はこれが一番明瞭であろう、こう思います」と答えている。『第二十八回国会衆議院内閣委員会議事録第十四号』二〇頁。

- (73) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2076, April 9, 1959” (Secret), RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1959-1961, Box 64のマッカーサーのコメントを参照。
- (74) “V. Comparison of U. S. Base Rights in Japan and the Ryukyu Islands,” RG319 Background Files to the Study History of the Civil Administration, Container 8, Folder: Status of Forces Agreements: Military Banking Facilities and MPSs (Japan), p. 18.
- (75) 北米局長（東郷）「装備の重要な変更に関する事前協議の件」（極秘）一九六八年一月二七日、報告対象文書一一五。
- (76) 地位協定・行政協定については、本間浩『在日米軍地位協定』日本評論社、一九九六年、明田川融『日米行政協定の政治史—日米地位協定研究序説』法政大学出版局、一九九九年を参照。
- (77) 琉球新報社（編）『外務省機密文書 日米地位協定の考え方・増補版』高文研、二〇〇四年。
- (78) 琉球新報社（編）『日米地位協定の考え方・増補版』六八頁。
- (79) 琉球新報社（編）『日米地位協定の考え方・増補版』六八頁。
- (80) 「四月一日藤山大臣在京米大使会谈録」（極秘）一九五九年四月一日（東郷印）、関連文書一一四五。
- (81) 「四月一日藤山大臣在京米大使会谈録」（極秘）一九五九年四月一日（東郷印）、関連文書一一四五。
- (82) 「条約第六条の実施に関する交換公文作成の経緯」一九六四年作成（?）、報告対象文書一一四。
- (83) 安全保障課長「藤山・マッカーサー口頭了解の対米確認について」（極秘）一九七五年二月一九日、関連文書一一〇一の別添一。
- (84) 北米局長（東郷）「装備の重要な変更に関する事前協議の件」（極秘）一九六八年一月二七日、報告対象文書一一五。
- (85) “V. Comparison of U. S. Base Rights in Japan and the Ryukyu Islands,” RG319 Background Files to the Study History of the Civil Administration, Container 8, Folder: Status of Forces Agreements: Military Banking Facilities and MPSs (Japan), p. 19.この点について、太田は「有識者委員会報告書」との比較で論じている。詳しくは、太田『日米「核密約」の全貌』一九四—一九七頁を参照。
- (86) “V. Comparison of U. S. Base Rights in Japan and the Ryukyu Islands,” RG319 Background Files to the Study History of

the Civil Administration, Container 8, Folder: Status of Forces Agreements: Military Banking Facilities and MPSs (Japan), p. 9.